



託送供給約款変更届出書

平成 30 年 1 月 23 日

関東経済産業局長  
後藤 取 殿

住 所 栃木県栃木市城内町 2-2-23  
氏 名 栃木ガス株式会社  
取締役社長 後藤 忠



ガス事業法第 48 条第 6 項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	<p>(別表第 4) 料金表の 2 部料金の適用区分を変更いたします</p> <p>変更前 〔2 部料金〕</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表 B ガス量が <u>26 立方メートル</u> を超え、194 立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表 C ガス量が <u>195 立方メートル</u> を超える場合に適用いたします。</p> <p>変更後 〔2 部料金〕</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表 B ガス量が <u>25 立方メートル</u> を超え、194 立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表 C ガス量が <u>194 立方メートル</u> を超える場合に適用いたします。</p>
実施期日	平成 30 年 2 月 10 日

1/26 掲行